

政治団体解散届

令和〇年12月18日

総務大臣 殿
長野県選挙管理委員会

政治団体の名称

「収支大事郎」後援会

事務所の所在地

長野市大字南長野南県町686-1

代表者の氏名

収支 大事郎



会計責任者の氏名

収支 美保



令和〇年12月15日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

【お問合せが多い留意点】

- 政治団体を解散（政治団体でなくなった）した日から 30 日以内に届出が必要です。ただし、国会議員関係政治団体は 60 日以内です。
- 「解散した年の1月1日～解散日の収支報告書」の添付が必要です。また、過去に未提出の収支報告書がある場合も添付が必要です。
- 資金管理団体の場合は、政治資金規正法施行規則第 25 号様式（資金管理団体でなくなった旨の届）も提出が必要です。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、解散の日までの法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。（解散の日迄のすべての未提出の収支報告書を提出すること。）